

# 国際人権規約と日本の現状

友 永 健 三

## 一 は じ め に

国際人権規約が一九八一年三月二十一日で日本に発効してちょうど一年半になる。さらに「大阪府民会議」が結成されて丸四年が経過した。このあたりで中間的な総括をおこない、今後どうしていかなければならないかを考えていきたい。

この間の基本的な傾向として、いろんな紆余曲折はあっても、やはり大きな流れとしては人権擁護の流れが前進していると言えよう。

一九七七年三月二十三日に「国際人権規約批准促進大阪府民会議」を結成した。そして十二月に、一昨年なくなら

れた国連の前人権部長のマルク・シュライバーさんに来ていただき、大阪で講演をしていただいた。こうした取り組みが、国際人権規約に対する関心を大きく高めることに役立った。

そして一九七八年四月に「国際人権規約の批准を求める各界の集い」を東京の日本弁護士会館で行なった。こうした盛り上がりの中で、五月に園田外務大臣（当時）が国連で、国際人権規約に署名した。

あくる一九七九年に「国際児童年」ということで、さまざまな取り組みが行なわれた。大阪では二月に「国際児童年大阪連絡会」の結成をみた。そしてその六月に国際人権規約が参議院を通過し、三カ月間の猶予期間をへて、九月二十一日に日本において効力を発することとなった。

その年の十二月三日に「人權啓発推進大阪協議会」が結成されている。

十二月十日に国際人權規約批准促進大阪府民会議は、「人權規約」の発効を記念して「国際人權規約の具体化と完全批准を求める講演集会」を開催した。この集会で国際人權規約批准促進大阪府民会議を「国際人權規約大阪府民会議」と名称を改めて、この会を存続させることを明らかにした。

一九八〇年の五月にコペンハーゲンで世界婦人会議が行われた。日本代表は、この場で「婦人差別撤廃条約」に署名した。そして九月に名古屋で開催された「部落解放研究第十四回全国集会」の第一日目を国内における反差別集会ということで開催した。一万人規模の集会で差別をうけている各界の代表から訴えを受けたということは画期的なことであった。この時に、それまで部落解放研究所主催の「国際人權規約連続学習会」で講演していただいたものを『日本における差別と人權』と題した本にまとめて発行した。次いで、十月に「再審法の改正を求める大阪府民の会」が結成された。また同月に「自由人權規約」の第四十条に基づき『報告書』が日本政府によって国連に提出された。十二月には「国際人權シンポジウム」が開催され、人權に関する世論を大きく高めることとなった。

## 二 国際人權規約と日本の現状

こうした情勢の中で、あらためて国際人權規約が我々に何を呼びかけてくれたのか、どの点が今の現状を見た場合、改善を求められているのか、そのことの概略を見たい。

### 一、「社会権規約」について

「前文」では大きく三点重要な事項が強調されている。第一に人權の尊重が世界平和の基礎であること、第二に国家に人權尊重と促進の義務を課すること、第三に個人も国際人權規約の精神を踏まえて人權を尊重する義務と責任を担っていることである。

「第一部」では「人民の自決権」が第一条でうたわれている。ここでは人民の政治的自決権だけでなく、経済的自決権が盛り込まれている。今年の秋頃に、世界的な先進国と発展途上国の会議が行なわれる予定になっている。一九七四年に新国際経済秩序樹立宣言が出され、今まで植民地にされていた国が政治的に独立し、今度は経済的にも独立していくために要求をまとめて提出した。これを踏まえ、今年、先進国と発展途上国との世界的な会議が行なわれる予定となっている。そういう意味で非常に重要な会議

今年「国際障害者年」である。障害者に対する差別を撤廃するために様々な取り組みが行なわれようとしている。

さらに最近の新聞報道では、「難民条約」を批准するということが国会に案件が上提されている。また、国際人權規約の分析の中でも問題になっていた「出入国管理令」の改正についても同様に国会で上提されることになってきた。こうした流れを見ると、やはり国際人權規約の批准というものが一つのはずみになり、さまざまな形での人権擁護の動きが前面に出てきていると見ていいだろう。

しかし、これを手放しで喜んでいいことはできない。最近の内外情勢を見ると、特に軍備増強を強調する動きが強くなってきている。日本もアメリカもそういう傾向が出てきている。各国とも経済事情はそれほどよくないので、何かを削らなければならず、福祉と人權にその犠牲がしわ寄せされようとしている。

こうした逆流ともいえるべき動きが強まってきていることに対して、重大な危惧を覚えるとともに、国際人權規約と日本国憲法の精神に立ち帰り、平和と人權の擁護を強めなければならぬ時点に我々は立っている。

であるが、日本がこれに対してどういう態度をとるのかが大きな問題となってきている。

「第二部 一般規定」の第二条で「締約国の規約実施義務」が規定されているが、「社会権規約」の場合は漸進的にやればよいということになっている。しかし、漸進的に前進することは許されているけれども、後退することが果たして許されるのかという疑問がある。最近の福祉や教育の問題を見ると、明らかに後退させよう、永年の努力によってかくとくされた既得権すら奪っていくという動きが強くなってきている。他方で軍備だけは増強されようとしており、これは許されないことである。

さらに、「平等な実施」をも漸進的におこなうことは許されないという点は非常に重要である。即ち、一つ一つの条項をどの程度実現するかということは段階的でもいいが、「内外人平等」という問題を漸進的に行なうということとは許されず、ただちに実施されなければならない。この点が果たしてどの程度行なわれているかが問題になってくる。

第二条第二項では「万人平等」という考え方が明確に規定されているが、就職や社会保障の面で、この規定がどの程度改善されているかを考えてみると、まだまだ残されている問題は多い。

第三条では「男女の平等」ということがうたわれているが、ここでも雇用や教育などの分野で様々な問題が出てきている。

「第三部 実体的権利規定」では、最初が第六条「労働の権利」となっている。これは二つの項目からできている。第一項ではすべての者が働く権利を持つと定められている。にもかかわらず、現実はこの間の闘いの中で「部落地名総鑑」によって部落出身者に対する就職差別が公然と行なわれていることがはっきりしてきている。さらに、在日韓国・朝鮮人に対する就職差別が根強く存在している。例えば、外国人が国公立の大学に教授として採用されない問題が今なお残されている。あるいは国家意志を構成しない公務員に対する採用についても、今なお制限を設けているところがある。

第二項では「生産的な完全雇用の達成計画」という規定が盛り込まれている。ところが一九八一年一月の段階でも一二三万人、二・〇六％の完全失業者が現実存在している。日本の場合、失業者は非常に厳しい把握方をしており、一週間のうち一日でも働き、収入が少しでもあれば完全失業者ではなくなるということを考慮し、ヨーロッパなみに失業者を計算すると、この三〜四倍の失業者がいるのではないかと言われている。こうした失業者に対する完全

雇用をどう達成するのかという問題を見た場合、非常に取り組みが弱いと言わざるを得ない。

もう一つの問題としては、部落解放同盟の第三十六回全国大会でも特別決議が出されて補強された点であるが、「失業対策事業」が打ち切られるという動きが出てきている。これも失業者を計画的に雇用しようという考え方に逆行する動きではないかと思われる。

さらに、すべての者が働く権利を持つこととの関連で、日本の場合、就職差別を禁止したILO一一一号条約をいまだに批准していないという問題がある。

第七条で「公正・有利な労働条件を享受する権利」が定められている。この中で同一価値労働・同一報酬という考え方が示されている。この点で問題になってくるのは、一つは男女差の問題である。今でも男子労働者を百とすると、女子労働者は五四・九にすぎない（一九七九年現在）。また日本の場合、労働組合が企業別であるという関係もあって、大企業で勤めている労働者と中小零細企業に勤めている労働者とは、同じ仕事をしておりながら百対五九・五という大きな格差が存在している。

賃金の問題については、労働者及びその家族が、この規約に適合する生活ができるものが賃金・報酬に値するという考えをしている。しかし、この点から見ると日本の場

合、最低賃金が非常に低いという問題がある。さらに深刻な問題は女子労働者が多く従事している家内工賃の問題である。こうした問題についても、我々はもっと関心をもっととりくまなければならない。最低賃金というのは文字通り、いつでも、誰でも、どこでもそれ以下で働かされてならないということが原則となっている。ところが現行の最低賃金法からは障害者が除外されている。

昇進・昇格の機会均等も十分保障されていない。

さらに、休息の問題が大きな問題になってきている。日本と歴史的な経過において同じような事情で働いている西ドイツと比べてみると、一九七九年の製造業に関する労働時間の比較で、日本の場合年間二一四六時間働いているのに、西ドイツの場合年間一六七八時間となっている。その結果日本の労働者の方が年間四七〇時間も多く働いており、西ドイツの労働者の労働時間で計算すると実に三カ月分にあたる。だから「働き蜂」だという批判がでてくるのである。また最近の石油ショック以後の傾向としては、常用労働者の雇用が減って、超勤をする労働者が増えてきている。そして年休の消化が減ってきている。年休を完全に消化している人は六〇％程度しかおらないという現状がある。

ヨーロッパの労働組合が現在要求しているのは、週三十

五時間労働で年休が六週間である。ヨーロッパの労働組合から見た場合、日本の労働組合は一体何をしているのだという批判が出てきているのも理解できるところである。

公休日の報酬の項目については日本が留保したままになっており、いまだ撤回していない。先日、出稼ぎ労働者の組合がPLP会館で集会をおこない、出稼ぎ労働者にも有給休暇を与えよという要求を出している。これは「人権規約」の精神からみて当然実現されねばならないことである。

「労働基本権」（第八条）との関連で問題点をあげてみると、一つは労働組合に組織されている人の率が減ってきているという問題がある。一九七六年には一二五一人、三三・七％が労働組合に組織されていたが、一九七九年には一二三一人、三一・六％となり人数、率ともに減ってきている。さらに、実賃賃金が低下してきている現状で、一九七四年には五三二万人がストライキに参加していたが、一九七九年には一四七万人しか参加していないという問題も出てきている。

今回の批准にあたって、消防職員については警察職員と同じと解釈され、団結権すら与えられていない。ところが『ILO第五十八回総会合同委員会報告書Ⅲ』の中では、明らかに消防職員と警察官は異なると指摘されている。こ

の点をふまえると、一方的な解釈宣言については撤回する必要がある。

「スト権の原則的付与」という問題について日本政府は留保している。そして現在一番大きな問題となっているのは、国鉄労働組合に対して二〇二億円の損害賠償請求訴訟攻撃がかけられてきているという問題である。「人権規約」の精神からみるとスト権は基本的に与える方向で検討されねばならない。

「社会保障」の面では第九条であらゆる人が等しく社会保障をうける権利を持っていると定めている。この点に関して生活保護の男女格差の問題がこの間ずっと追求されてきている。第九回通常国会でも、社会党の土井たか子議員がこの問題を追求し、改めなければならぬところに来ていた。

さらに、在日外国人への国民年金の適用問題は「人権規約」が批准された時点で改正されていなければならなかった。しかし、政府は「難民条約」を批准するということから国民年金についても適用を考える方向をだしてきた。ただ三十五才以下に限ること、制限が加えられ、最も年金が必要な人が除外されるという問題が出てきている。三十五才以上についても当然経過措置をとり、加入が認められるべきである。

第十三条は「教育」に関する規定がなされている。教育内容について、人権と平和と国際的な協調が教育の根底にすえられるべきだと「人権規約」で定められている。ところが最近、教科書に対する攻撃が非常に強まっている。三月十八日の『毎日新聞』の夕刊が「荒波にもまれる教科書」ということで特集をしているが、結局攻撃されているのは、平和と人権の項目である。「人権規約」をふまえるならば、教科書の改悪は許されない。

教育条件の問題では、義務教育は全ての人に無償でなければならぬと定めている。しかし障害児はこれまで義務教育免除措置ということで排除されてきた。最近ようやく受け入れるということになってきたが、地元の小・中学校で受け入れるというよりも養護学校や特殊学級で受け入れるという考え方が強い。

中等・高等教育、日本でいうと高校・大学が含まれるが、これについても漸進的無償化をはかるべきだという考え方を「人権規約」はしている。日本はこれを留保したまままでいまだに撤回していない。

初等教育の積極的保障では、何らかの理由で小・中学校に行けなかった人々のことを考え、積極的に教育を保障しなければならぬと定めている。これも本格的な対応が弱い。部落の場合は識字学習ということではいろいろな取り組み

「家庭・母性・児童・年少者の保護」(第十条)のところでは、今日の日本の現状を見ると家庭破壊が非常に進行している状況がある。さらに今国会でも問題になっているが出生率が現在低下してきている。夫婦一組で二・一人は生まれないと、事故や病気の関係で人口が減ってしまつ。ところが今は一・七三人まで下がっている。

その原因としては、児童手当が非常に立ちおくれれているという問題がある。フランスの場合などでいくと、労働者に子どもが三人以上おれば、基本給より児童手当の方が多いほどである。ところが日本の場合、第三子以後でないではない。それも月額五千円程度である。

保育行政も大きく立ちおくれれている。最近大きな問題になってきているのは、ベビーホテルが非常にやっけてきているという問題である。行政の補助もなく、十分な施設も規格もないので、その犠牲になって、小さな子どもたちの事故が激発しているという問題もでてきている。

第十一条には「衣・食・住に関する相当な生活水準」という規定がある。これも最近実質的な生活が後退してきている。とくに日本の場合、都市において住宅政策が決定的に立ち遅れているという問題がある。

第十二条では「健康権」ということで、環境破壊、医療の混乱という問題が、最近大きな問題となっている。

が行なわれているが、市町村の補助が出ているだけであって国の補助がなされていない。日本は義務教育の普及率が非常に高いといわれているが、現実には義務教育すら保障されなかった人もかなりの数にのぼるのである。

さらに私学と公立の父母負担の格差がひどい。これも「人権規約」の精神からみて抜本的な是正が求められている。

第十四条で「国家の無償義務教育計画の策定義務」が定められている。日本の場合には憲法で義務教育は無償であると定められているが、実は無償になっていない。さまざまな費用がとられている。これも無償にしていかなければならない。そしてただ単に無償にしなければならぬと定めただけでなく、その為に計画を作る義務を負わしている。この条項をふまえるならば、教科書の無償の廃止なり制限に代表される教育行政の後退は許されるものではない。

第十五条では「文化・科学の恩恵を受ける権利」がうたわれている。

## 二、「自由権規約」について

「自由権規約」は第四十条にもとづく日本政府の『報告書』と対比して検討する必要がある。『報告書』では日本は「人権規約」を批准したが全く問題がない、全てできていているという『報告書』となっている。本当にそのとおりで

あるならば喜ばしいことであるが、そのような現状ではない。そのことを我々の手によって明らかにし、我々の立場から日本政府に意見を言わねばならないし、国連にも資料を送り、参考意見にしてもらわねばならない。(日本の『報告書』については本号の二三二頁以降参照のこと。)

「前文」は「社会権規約」とほぼ同じである。

「第一部」「人民の自決権」(第一条)も「社会権規約」と同じであるが、『報告書』では日本政府は人民の自決権を認め「一貫して支持・たゆまない努力」を行なっているという手放しのほめようになっている。

しかし、沖縄が一方的にアメリカの占領下におかれたという問題がある。今日では、部分的にはあるが返ってきたが、一貫して努力を行なってきたとは言えない。一時的にせよ、日本が放棄したことは、沖縄県民の意志に反して犠牲を強いてきたことになる。さらにはベトナム戦争の時、日本がとった態度は果たして民族の自決権を侵害しないというものであったといえようか。こういったことを考えるとここまでは言えない。

「第二部」の一般規定で「国家の一般的義務」(第二条)が定められ、「社会権規約」と同様に万人平等という原則がうたわれている。

第二項では「人権規約」に違反した国内法があったり、

うける危険性がある。いかに緊急事態といえども差別は絶対許さないという規定は重要である。

第五条に「解釈適用上の注意」が定められており、現在国内にあるより高い権利を引き下げる口実に「人権規約」を使ってはならないと規定している。

「第三部」の実体規定の中では、「生命権」が第六条でうたわれている。第六項で死刑廃止について検討を定めている。ところが日本政府の『報告書』では死刑廃止の必要を指摘している第六項については全く触れていない。

ところが、免田事件、財田川事件と相次いで死刑囚にも再審が認められだしてきている。ということとは、死刑という判決を出しておきながら実は間違っていたということを確認したことになる。生きている間にわかったからいいもの、もしも死刑を執行してしまったあとで間違いが判明しても、一体誰が責任をとるのか。そういった意味で、死刑の廃止について真剣に検討する必要がある。

第七条、「拷問・人体実験の禁止」については、日本の社会で多くの冤罪事件があったが、その大多数は拷問による自白が、デッチ上げの発端になっている。また、何らかの理由でとらわれている被拘禁者の人々に対する処遇が非常に悪い。「監獄法」の改正ともからんで改正されるべき問題である。

「人権規約」に規定されている国内法がない場合、立法措置をとらねばならないと定めている。ところがまだ政府がやっていないものがある。「監獄法」の改正や「プライバシー保護法」の制定などがそれである。それから「自由権規約」に規定されている条項が守られなかった場合の救済措置の問題がある。政府の『報告書』を見ると、再審制度も人権擁護委員会制度もあり、効果的に守られていると書かれている。しかし、再審は「あかずの門」であると批判がでていて、人権擁護委員会についても、人数の面からみても自費弁償の面からみても、また質の面からみても非常に不十分なものであることは明らかである。

第三条は「男女平等」が定められている。

第四条で「緊急事態」に関する規定がある。これとの関連で日本の現状を見ると、「有事立法」の動きが強まってきた。その点では憲法が大きな歯止めになっている。

「人権規約」の緊急事態の規定をみると、緊急時においていくつかの権利が制限されることは止むをえないと言っているが、しかし差別は絶対許さないと規定している。日本の場合、関東大震災の時に在日朝鮮人が虐殺された事件や米騒動の時に部落民が多く疑いをかけられて特に厳しい処罰をうけた経験がある。この例でも明らかのように、非常事態になった場合、差別をうけている人々が大きな犠牲を

第八条では「奴隷・隷属状態・強制労働の廃止」がうたわれている。東京のアムネステイが中心になって出された『国際人権規約』という解説書で、笹原先生の書かれた解説を見ると、隷属状態とは封建的身分制度に基づく差別であり、日本でいえば部落差別、インドでいえばカースト制度による差別と考えていいといわれている。だから部落差別の撤廃は第八条にも根拠づけることができるという研究がされている。

徴兵制の問題が今国会でも問題になった。徴兵制を日本がなぜ導入しないのかというと、徴兵制は日本人の意に反する苦役であり、日本の憲法は苦役を禁止しているからということであった。その意味で第八条も関係してくる。

第九条で「身体の自由」が定められている。日本の場合、別件逮捕がデッチ上げ事件において必ず結びついており、これがいまだにまかり通っている。

それから保釈の問題がある。狭山事件の闘いをふり返ってみても、なかなか保釈を認めない。これが大きな問題になっている。

間違つて逮捕した場合に損害を補償しなければならぬが、日本の場合これが非常に厳しく、補償されても額が非常に低いという問題がある。

第十条は「被拘禁者の処遇」についての規定である。日

本の『報告書』によると、何ら問題がないとされている。日本の現状を見ると「監獄法」は一九〇八年（明治四十一年）に作られた法律で、悪いことをした人にはそれだけ重い罰を与えるべきだという報応説に立った考え方で、明らかに改善しなければならぬ。

「出入国管理令」による拘禁も非人道的な待遇をやっていることが問題になっている。これらの点について日本政府の『報告書』は触れていない。

第十二条は「移動及び居住並びに出入国の自由」の問題である。外国人登録法による常時登録証明書携帯義務という規定があり、不携帯の場合には罰金や刑をうけるという問題がある。定住外国人についても出入国管理令による厳しい規定がある。こういう問題が改正されるべき問題である。

第十三条に「外国人の追放に関する規定」がある。

第十四条は「公正な裁判をうける権利」である。これも日本の『報告書』では触れているが、公費による弁護士の特権という点で日本は非常に遅れている。自分の希望する弁護士を依頼して裁判をすとかかなりの費用がかかり、そのために裁判に持ち込むことを諦める人が多い。

次に無罪推定の問題である。「人権規約」でも日本国憲法の中でも、刑が最終的に確定するまでは無罪として推定

されなければならないと定めている。ところが日本でこれを守っていないのはマスコミである。マスコミは逮捕された途端にその人を呼び捨てする。ところが逮捕されても犯人とは限らないのである。

さらに、証拠開示の問題がある。狭山の問題でも見られる通り、今日証拠開示が非常に制限されている。警察や検察が持っている証拠を全て出さなければならぬのに、弁護士が特定しないと出さない。そのために裁判の公正が保障されていないという問題がある。

次に接見も制限されている。「弁護士抜き法案」の動きが一時出てきたが、「人権規約」では無料で本人が理解できる通訳をつける権利を認めている。手話通訳を含め、日本ではまだ十分には実現されていない。

さらに「少年法改正」の動きも出ている。また再審の問題もある。ようやく財田川事件の場合は、疑わしければ再審を開くということに踏み切った。白鳥判決からそうした考え方ができてきたが、ようやく窓口が少し開けた感じである。財田川の高松高裁の決定をみると、狭山の場合についても日付の問題や様々な証拠からして疑わしいということは明白なので当然再審がみとめられるべきである。

第十五条で刑法の遡及処罰の禁止が規定されている。過去に行なった犯罪を新しくできた法律で裁いてはならない

という考え方である。法律は時代とともに変わっていくが、昔おこなった行為を新しくできた法律で裁かれると大変なことになる。そこでこうしたことは原則的に禁止されている。ところが「人権規約」では平和に対する罪、戦争犯罪、人道に反する罪は事後であっても裁くことができ、と例外規定を設けている。極東の軍事裁判やニュルンベルグの軍事裁判など第二次大戦の戦争責任を追求したその根拠はこの考え方によるものであった。日本が反動化しようとしている時に、我々はこの考え方を広めていく必要がある。

第十六条は「法の前に人として認められる権利」である。たとえば密入国した人についても、人として認められねばならないという考え方で、不当なあつかいは許されない。

第十七条では「プライバシーの法的保護」が定められている。昨年十月に経済協力開発機構（OECD）が、プライバシーの法的保護を日本も実施するようにと、勧告を出しているが、このOECDの勧告で、その中身が明確にされているが、日本の場合プライバシーの法的保護が十分にととのっていない。「プライバシー法」という法律がまだ日本にはない。いくつかの府県や市町村がコンピューターの導入に伴って条例を設けているところはあるが国家レベル

の法律はない。ところが、このOECDの勧告をみると、本人の同意なしに情報を集めてはならないということ、さらに本人にチェックをする権利を認め、決められた目的以外のことに情報を使ってはならないと定めている。そして、これらの原則に違反した公的機関や民間（興信所や探偵社も含む）は処罰されるとなっている。そうすると「部落地名総鑑」などは明らかに行政による資料が漏れて、目的以外のところで使われているので、漏らした者も問題になれば、これを作った方も問題になる。「プライバシー保護法」が確立すると「部落地名総鑑」等の問題の解決も非常に大きく前進することになる。

第十八条では「思想・良心及び宗教の自由」、第十九条には「表現の自由」が定められている。表現の自由のところでは情報公開の考え方をしている。人民には「知る権利」があるということも定めている。

第二十条で「戦争と差別煽動の禁止」が定められているが、これも日本の場合、具体的な法律がない。

第二十条の第一項では「戦争のためのいかなる宣伝も、法律で禁止する」と明確に、戦争宣伝が禁止されている。

この条項を批准する際、言論・出版の自由との関係で論議になったが、憲法九条の「戦争放棄」を踏まえて批准にふみきられた経過がある。ところが問題は、現在タカ派の諸

勢力から、この憲法九条が攻撃にさらされている。さらには、軍備増強が声高に叫ばれてきており、そうした意味においては、極めて重要な条項となってきた。早急に国内法が制定されなければならない。

第二項では「差別、敵意又は暴力の煽動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱導は、法律で禁止する」と定められている。この条項についても、これを批准する時、言論・出版の自由との関係で問題になった。しかしこれについても憲法第十四条との関係で留保せずに批准されたが、具体的な国内法がないので、その点が国会で問題になった際、政府側の答弁は「現在のところ、わが国においては、この条項に該当するような事象はないので、法を制定する必要はなく、将来においてもそうした事態が生じてくるならば、その時点で検討したい」ということであった。しかしながら、ここ数年來、部落差別や在日朝鮮人に対する差別と関係してナチス、ファシズムを思わせるような落書きや投書が増えてきており、明確な法的規制が必要となってきた。

第二十三条では「婚姻をめぐる諸権利」が定められている。その中で「婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意にもとづいてのみ成立する」とされている。この点、国際法学家協会の意見書にもふれられているように、わが国にお

第二十五条で「公務への参加」という問題がある。ここでは外国人の地方自治体への参政権は認められてもいいという考え方が出てきている。アメリカでは市民権という概念がある。たとえば日本国籍であってもアメリカの市民権をとることができる。日本の場合、市民権という考え方がない。

また、公権力の行使又は国家意志の形成に関与しない公務員について、外国人の採用をしていかなばならないという考え方がはっきりと出てきている。

第二十七条で「少数民族の保護」が定められている。『報告書』では「本規約に規定する意味での少数民族は我が国に存在しない」とされている。よく我が国は単一民族の国だといわれているが、厳格には間違っている。アイヌ民族が存在し、彼らは独自の言葉と文化を持っており、運動もやっている。北海道庁では「ウタリ対策」として特別の対策をおこなっている。この点では、外務省の『報告書』は間違っている。

### 三 今後の課題

今後の課題としては次の五点があげられる。

第一に、「人権規約」に関する啓発・宣伝を引き続き強

いては、いまだに根強い結婚差別がある（注・国際法律家協会の報告については『部落解放研究紀要』二二号、一九八〇年三月参照のこと）。結婚に際して家柄や学歴をせんさくする傾向が強く、興信所や探偵社がその間に介在し、多くの悲劇的な事件を生み出しているのである。こうした現状の抜本的な改善が望まれるが、大阪で展開されている「身元調べおこわり運動」はその点で重要なとりぐみである。

また、家柄の調査等に悪用される、住民票や戸籍附票の公開制限も前向きに検討されなければならない。

第二十四条では「児童の権利」が定められている。この中では、児童は社会によって差別なく保護されることが規定されている。しかし、日本の現状では部落の子ども達や在日朝鮮人の子ども達は差別によってきずつけられており、この点の改善が重要な課題となっている。

また、第三項には「すべての児童は、国籍を取得する権利を有する」と定められている。この点、日本は父系主義をとっているので、母親が日本国籍であって父親が外国籍の場合、その間に生まれた子どもは、日本国籍を簡単にとることができず、沖繩等においては国籍を持たない子どもたちがふえてきている。男女平等の原則ともかかわって、この点の改正が迫られている。

めていかなばならない。

日本は「人権規約」を批准したわけであるから、公的な機関でも積極的に宣伝しなければならぬし、民間でも広められねばならない。

さらに、学校教育・社会教育・マスコミの三者が一体となつてこの問題の啓発をやっていくことが必要である。

又、外務省情報文化局が解説書として出している『国際人権規約』というパンフレットがある。その内容は、「人権規約」を批准したが何も問題ない、という内容になっている。だからこの中には部落問題も入っていないければ、在日韓国・朝鮮人の問題も入っていない。さらには婦人問題やアイヌ問題も入っていない。これに対しては、我々の批判点をまとめて意見を出さねばならない。

「大阪府民会議」としては、今年、大阪府、大阪市の協力を得て、国際人権規約のスライドを作成する予定である。それと、大阪府の社会教育の番組で「明日に生きる」という連続番組があるが、この一つをもちつて「人権規約」の紹介をしたいと考えている。

第二の課題として、具体化の課題がある。「社会権規約」は漸進的に実現するということになっているので、我々が闘わなければいつまでも引き延ばされる。その意味では「社会権規約」の内容を知り、これを早急に実現するよ

うに追い込まねばならない。

「自由権規約」に関しては、まず『報告書』を批判しなければならぬ。このままだと国連はよく事情がわからぬので、日本という国は人権をよく守る国だということになってしまふ。その意味では人民の側からみた『報告書』を作つて、国会にも国連にも提出する必要がある。

さらに、「人権規約」に抵触するものと「人権規約」に定められているのに国内法としてないものがある。これは改正（「監獄法」など）や制定（「プライバシー保護法」「戦争・差別煽動禁止」など）を求めていく必要がある。

一つ一つの条項に付随して起こる問題ではないが、全体に関連するものとして、「同和对策事業特別措置法」の強化改正、「基本法」制定の問題がある。「人権規約」の働く権利、公正な労働条件、教育に関する権利、プライバシーに関する権利、差別煽動の禁止などの条項をふまえる、現行の「同和对策事業特別措置法」では、環境改善はできて他の問題は解決しえないという問題がある。その意味では早急に強化改正を実現することが「人権規約」の具体化との関係でもさし迫った課題となっている。

さらには、日本では「人権擁護基本法」とでもよぶべき法律がない。人権擁護に関わる基本的な法律は憲法だけで、それ以外にあるのは人権擁護委員法だけである。「人

以上紹介した、留保条項について、その撤回と速やかな批准を求めていかねばならない。

第四に、国連における人権に関する条約が合計二〇あるうち、日本が批准したものは、現在国会に上提されているものも合わせて五つしかない。「人身売買および他人の売春の搾取の防止に関する条約」「難民の地位に関する条約」「婦人の政治的権利に関する条約」「経済的・社会的および文化的権利に関する国際規約」「市民的および政治的権利に関する国際規約」だけである。残り十五の人権関係条約の批准を迫っていかねばならない。とくに、「婦人差別撤廃条約」と「人種的差別撤廃条約」の批准は、今後、重要な課題となつてきている。

第五に、人権擁護体制を充実させることが必要である。いかにすぐれた条文や考え方が打ち出されていても、それが草の根のように人々の生活の中で定着しなければ現実の力にならない。その意味で、大阪で作りに出された人権啓発推進協議会（人権協）をもっと充実させて、全国的に広げていくことが非常に重要な課題となつてきている。

#### 四 おわりに

最近非常に反動化が進み、特に憲法に対する攻撃が強くなつてきているが、憲法を守つていくといふことと結びつ

権規約」の批准をふまえてあらゆる差別を撤廃するためには、基本的な法律を制定する必要がある。イギリスやフランスなどの諸外国においてはあらゆる形での差別を撤廃するための法律をもっている。

第三に、完全批准の課題がある。今回の批准が完全批准ではなく留保条項があったという点に関して、留保の撤回が必要である。「社会権規約」では、一、「公休日の報酬」、二、「スト権の原則的付与」、三、「中等・高等教育の漸進的無償化」が留保されている。消防職員についても警察職員とみなすという解釈宣言を行なっている。これらの留保の撤回をしていく必要がある。

「自由権規約」に関しては「四十一条に関する宣言」についての問題がある。第四十一条を我が国が認めるといふことを宣言すると、相手国が我が国を「人権規約」の「自由権規約」を守っていないといふことで訴えることができる条項である。日本はこれに入っていない。ヨーロッパではヨーロッパ人権条約というのが既にあって、裁判所までつくられており、こういう考え方に慣れているが、日本の場合まだこれに入っていない。

個人でも「自由権規約」に違反がある場合、国内でできるだけのことをした後、直接国連に訴えることができるという「選択議定書」にも日本は入っていない。

けて「人権規約」の普及・宣伝や具体化の問題に取り組んでいくことが必要である。

さらに、日本政府が『報告書』を出しているので、これの批判的検討をそれぞれの分野で早急に実施し、世論に訴えていくことが必要である。

（一九八一年三月二十一日）